

令和8年度会計年度任用職員募集求人票(2種)

求人募集	登録日	令和7年12月8日
	求人	産業文化部 商工政策課 消費生活センター
	募集期間	令和7年12月8日 ~ 令和8年1月8日 ※応募人数によっては募集期間が短くなる場合があります。
仕事内容	職種	消費生活相談員
	仕事の内容(主な内容)	・電話や面接による消費生活相談業務 相談件数=約1,600件／年 ・相談内容のまとめ、集約システム(PIO-NET)への入力業務 ・消費生活相談業務対応のための情報収集、研修 ・出前講座
	雇用形態及び募集人数	第2種会計年度任用職員 2名
	雇用期間	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日 業務実績の評価により最大2回まで更新可 その後も勤務を希望する場合は、公募に応募していただきます。
	就業場所	松阪市殿町1340番地1 松阪市役所本庁舎 4階 商工政策課内 消費生活センター
	マイカー通勤	マイカー通勤可能 但し、個人で駐車場の契約が必要
	年齢	不問
	学歴	不問
	必要なPCスキル	パソコン(ワード、エクセル)の基本操作ができること。 集約システム(PIO-NET)への入力。
	必要な免許・資格	消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活専門相談員、消費生活相談員(国家資格)のいずれかを取得している者、又は、国・県・市町村などの行政機関において、消費生活相談窓口業務を概ね3年以上経験された者であること。(いずれか必須)
賃金・手当	試用期間	任用は全て条件付きのものとし、任用後1か月(任用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに正式採用
	基本給	月額 227,300円
	地域手当	基本給の2%
	時間外手当	なし
	月平均労働日数	約20日
	賃金形態	月給
	通勤手当(2km以上から)	距離に応じて支給あり(例:5~10km 月額4,200円)
	給与支給日	当月21日
	昇給制度	あり(上限有)
	賞与	あり

労 働 時 間	就労時間	8時30分～16時30分
	時間外勤務	なし
	休憩時間	60分
	年間休日数	約120日
	休日等	土曜日、日曜日、祝日※週休二日制
		年末年始12月29日～1月3日
保 険	加入保険等	雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金
休 暇	年次有給休暇等	(年次有給休暇) 初年度最大15日付与 (継続年数および年間勤務日数により変動、最大20日付与) (その他の休暇) 松阪市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則による

※上記内容は令和7年12月8日時点です。